

セーフティネット保証5号の認定要件及び様式の選び方（令和6年12月以降）

区分		認定要件	様式
通常の様式	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	最近3か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること。	様式第5-(イ)-①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	最近3か月における指定業種の売上高等が企業全体の売上高等の5%以上を占めており、かつ指定業種及び企業全体の双方について、最近3か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること。	様式第5-(イ)-②
創業者の様式	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	最近1か月の売上高等がその直前の3か月の月平均売上高等と比較して5%以上減少していること。	様式第5-(イ)-③
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	最近1か月における指定業種の売上高等が企業全体の売上高等の5%以上を占めており、かつ指定業種及び企業全体の双方について、最近1か月の売上高等がその直前の3か月の月平均売上高等と比較して5%以上減少していること	様式第5-(イ)-④
原油高の様式	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	①最近1か月の原油等平均仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること。 ②最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること。 ③最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること。	様式第5-(ロ)-①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	最近1か月における指定業種の売上原価が企業全体の売上原価の20%以上を占めており、かつ ①最近1か月における指定業種の原油等平均仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること。 ②指定業種及び企業全体の双方について、最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること。 ③指定業種及び企業全体の双方について、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること。	様式第5-(ロ)-②
利益率の様式	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期の月平均売上高営業利益率と比較して20%以上減少していること。	様式第5-(ハ)-①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	最近3か月における指定業種の売上高等が企業全体の売上高等の5%以上を占めており、かつ指定業種及び企業全体の双方について、最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。	様式第5-(ハ)-②

※特殊事情により、前年より前の同期の売上高と比較する必要がある場合の認定要件：

災害、大型倒産、予期せぬ事故等の特殊事情に起因するもので、営業日数の制限等による著しい売上高の減少について、前年同期の売上高が【特殊事情が発生した年度】又は【特殊事情が発生する直前の事業年度】の確定した決算における月平均売上高と比べて20%以上減少していること。